



養子縁組…相続税対策とそれに対する規制

税务士・CFP® 越智浩

Q. 孫を養子にした場合の取り扱い

先日、取引銀行の資産運用窓口で『相続税対策』について相談したところ、「甲さん、お孫さんを養子にされたらどうですか。」とアドバイスされました。

現在、相続人は妻乙と長女Aの2名ですが、長女Aは夫Bを交通事故で亡くし、孫H・Iの2人（19歳と16歳）とともに我が家にて同居しています。

孫2人とも養子にすると相続税対策になるのでしょうか。それとも何か問題があるでしょうか。

A. 養子の数の制限と相続税額の2割加算

まずは、現行の養子制度について見てみると、…。

民法第792条以下では、尊属を養子にする、あるいは、自分より年長者を養子にするといった法的に許されないこと以外ならば、当事者の自由意思のもとに養子縁組することができる（いわゆる、普通養子制度）。制度の利用が相続税対策のためであっても認められるし、この設例のように孫・曾孫といった直系卑属であれば、家庭裁判所の許可も必要なく、市役所等への縁組届出により認められる。孫H及び孫Iは甲の養子になると、甲と実親である長女Aの両方の相続権を持つことになる。つまり、甲の相続人の数は2人から4人へと増える。また、長女Aとの親子関係も消滅するわけではない。

もう一つ、民法では特別養子制度を定めている。これは実親による子の虐待といった、6歳未満の子の将来の利益を特別に保護するため、実親との縁を切り、25歳以上の養親からの請求により家庭裁判所が養子縁組を認めるものである。（特別）養子縁組が認められると、実親との親子関係が消滅するため、養親だけの相続権を持つことになる。後でも触れるところになるが、相続税法では、配偶者の連れ子を養子にした場合と同様、特別養子は実子とみなされることになる。

次に、相続税法における養子の取り扱いはというと、原則として、民法上の相続人を前提としており、養子はもちろん相続人となる。従って、遺産に係る基礎控除額、債務控除、贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、さらには、生命保険金等や退職手当金等の非課税限度額といった、法定相続人に係るすべての規定を養子も受けができる。特に、遺産に係る基礎控除額や生命保険金等・退職手当金等の非課税限度額の規定は、相続人の数が増えればその額が増加することになるので、その養子縁組による増加分を含めて相続税の課税価格から控除でき、または、算入しないことができる。つまり、課税される遺産が減少することになる。甲のケースにおいても、孫と養子縁組することにより相続人の数が増え、これらの規定を適用することにより相続税額が減少する節税対策となっている。

となると、10人・20人と親族全員養子にすれば相続税を払わなくてすむのではないかという意図的な相続税逃れが当然考えられる。そこで、**相続税額を算出する際**、遺産に係る基礎控除額などの規定を適用する場合には、**養子の数を制限する**規定が置かれている。具体的には、被相続人に実子がいる場合には、養子が何人いようと1人のみとカウントし、それ以外の場合には2人までとされている。また、実子には、前述したとおり、配偶者の連れ子を養子にした場合と特別養子を含むことになっている。この規定は、あくまで税額算出の際の**法定相続人の『数』**を制限しているのであって、養子が相続人であることを否定しているのではない。こうして、あまりにも行き過ぎの租税回避行為は防止されている。さらに、平成15年度改正により、孫などの直系卑属である普通養子は相続税額の2割加算（算出税額が1.2倍となる）の規定を適用することになった。元来、一親等の血族には適用されない規定（相続人が兄弟姉妹の場合などに適用）であったが、例外規定として新たに設けられた。

従って、この設例においても、相続税額算出の際、法定相続人の数に含める養子の数は1人とされ、孫には相続税額の2割加算が適用されることになる。